

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月31日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市規則第92号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1 項中「主任」を「課長補佐（介護統括）、課長補佐（介護）、主任」に改める。

第24条第12項第12号中「（厚生院（特別養護老人ホームに限る。）の施設棟 4 階における看護師の業務を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当規則の規定は、令和 6 年10月16日から適用する。